

カリフォルニア州、共有価格設定アルゴリズムに対し刑事・民事罰を制定

マーク・L・クロツスキー、ヴィニー・シデュー

- AB 325 はカリフォルニア州の反トラスト法であるカートライト法に 2 つの新たな条項を追加し、SB 763 は同法違反に対する罰則を大幅に強化しました。これらの新法は、カリフォルニア州における反トラスト法執行の強化と拡大を示すものです。
- AB 325 によりカートライト法に 2 つの新条項が追加されました。そのうち 1 つは、取引制限を目的とした契約、協調、または共謀の一環として、共通価格設定アルゴリズムを使用または配布する行為を禁止するものです。また、他の企業に対し、類似する製品やサービスについて当該アルゴリズムが推奨する価格や条件の採用を強要することは、その行為自体が禁止されます。
- SB 763 により、カートライト法違反に対する刑事および民事上の罰則が大幅に強化されました。

カリフォルニア州 [AB 325](#) は、2025 年 10 月 6 日にニューサム知事が署名し、2026 年 1 月 1 日に施行予定の法律で、アルゴリズムによる価格設定およびプラットフォーム設計を対象として、カートライト法に 2 つの新しい条項を追加するものです。1 つ目の条項は、「共有価格設定アルゴリズム」の使用または配布を規制し、さらに、他の企業に対して当該アルゴリズムが推奨する価格や商業上の条件を採用するよう強要する行為そのものを禁止する内容となっています。もう 1 つの条項は、カートライト法に基づく請求における提訴要件を緩和するものです。

上記の 2 日後にあたる 2025 年 10 月 8 日、同知事は [SB 763](#) にも署名しました。これは、カートライト法違反に対する刑事および民事上の罰則を強化する法律です。これらの新法は、他の政策的な動向とも相まって、カリフォルニア州における反トラスト法執行のさらなる強化と拡大を明確に示しています。

AB 325 による新たな違反行為および請求の内容とは？

AB 325 は、カリフォルニア州の反トラスト法である「カートライト法」(カリフォルニア州事業・専門職法典第 16700 条～第 16770 条)を改正するものであり、(i) 取引制限を目的とした契約、協調、または共謀の一部として共有価格設定アルゴリズムを使用または配布する行為、または (ii) カリフォルニア州内で他の企業に対し、当該アルゴリズムが推奨する価格または取引条件を、類似する製品またはサービスに採用するよう強要する行為について、新たな責任を定めています(第 16729 条(a)項および(b)項)。また、カートライト法に基づく訴状は、より緩やかな「妥当性」基準のもとで判断されることとなり、最高裁の先例で求めてきたような「独立した行為を排除する傾向がある」事実を訴状段階で主張する必要がないことが明文化されました。

背景として、価格設定アルゴリズムには以下を含む多様な形態があります。

- ダイナミック・プライシング（在庫や市場状況に基づく価格設定）
- パーソナライズド・プライシング（顧客履歴に基づく価格設定）
- ルールベース・プライシング（あらかじめ定められたルールによる価格設定）
- 機械学習型プライシング（回帰分析などを活用）
- コストプラス価格設定（原価に一定の利益を上乗せ）
- バンドル価格設定（複数商品をまとめて割引提供）

AB 325 はまず、「共有価格設定アルゴリズム」の包括的な定義を設けています。「共有価格設定アルゴリズム」とは、ソフトウェア、コンピュータ、その他の技術を含む「2 人以上の者が使用し、競合他社のデータを活用して価格または商業上の条件を推奨、調整、安定化、設定、またはその他の方法で影響を与える手法」を指します（第 16729 条(d)(3)項）。ここでいう「商業上の条件」には、サービス水準、供給可能性、生産量が含まれ、「価格」には従業員および請負業者の報酬も含まれます。また、「配布」とは、販売、ライセンス供与、アクセス提供（サブスクリプションを含む）を意味します。なお、最終消費者は「者」には含まれません。

ここで特に注目すべき点が 2 つあります。第一に、公開データを除外する規定が存在しないことです。すなわち、競合他社の公開情報に基づく価格設定手法であっても、「共有価格設定アルゴリズム」に該当する可能性があります。第二に、この法律の対象は共有ツールに限定され、競合他社のデータを使用しない個別企業専用の独自システムは対象外となります。

新法では 4 つの領域が重点的に強化されています。第一に、新たに定義された「共有価格設定アルゴリズム」に関する基準。第二に、新設された「強要」罪。第三に、刑事および民事上の罰則強化。そして第四に、訴状基準の緩和で、これにより、カートライト法に基づくカリフォルニア州の反トラスト訴訟やディスカバリーが促進されます。

• 「共有価格設定アルゴリズム」の定義と「その他の影響」の解釈

概観として、この定義には二つの要件があります。ツールまたは手法が少なくとも二つの企業によって共有されていること、そして、「競合他社のデータ」に依拠していることです。マルチテナント型ベンダー製品、プラットフォームモジュール、フランチャイズ／ネットワークツール、および類似のシステムは、競合他社のデータを使ってツールの分析結果に影響を与える場合（たとえ間接的であっても）、該当例となります。

「共有価格設定アルゴリズム」という用語は、新たに制定された二つの違反行為の両方に適用されるため、新たな基準の範囲を理解することが重要です。第一に、これは「価格または商業上の条件を推奨、調整、安定化、設定するために競合他社データを使用または配布する」行為を対象とします。

第二に、「その他の影響」という文言により、明示的な価格設定や価格推奨を越えて適用範囲が拡大されます。制約条件、デフォルト設定、設計上の選択、「価格または商業上の条件」に影響を及ぼす権限や能力に関する行為が、どの程度まで規制対象となるかは今後の運用に委ねられます。

一方で、他社データを一切使用せず、自社データのみを用いて学習させた単独企業のアルゴリズムは規制対象外です。「共有価格設定アルゴリズム」の使用または配布が問題とされた場合、企業は自社の価格または商業上の条件が独立した意思決定の結果であることを示す必要があります。

• 新たな「強要」違反

AB 325 は、対象となるツールの使用または配布に際し、他の企業に対して当該ツールが推奨する価格や商業上の条件を採用するよう強要する行為を禁止しています。同法において「強要」という用語の定義は示されていませんが、立法資料では、推奨価格や取引条件の受け入れを拒否した企業にペナルティを課すような場合を対象とする趣旨であると解釈されています。

この規定は、新たな独立条項であり、法定基準を定めるものです。「契約、トラストのような違法な連携、または取引・商業を制限する共謀」といった要件を必要としません。その代わりに、この第 2 の違反行為は、「共有価格設定アルゴリズム」を強要的な方法で、「同一または類似の製品・サービスに対して、当該アルゴリズムが推奨する価格または商業上の条件を設定・採用させる」ために使用または配布する行為を対象としています。

後述のとおり、この新たな違反には重大な罰則が科されることが規定されています。その適用範囲や運用基準については、今後の判例によってさらなる指針が示されていくものと見込まれます。

• 新たな刑事・民事上の罰則について

カリフォルニア州は、カートライト法違反に対する罰則を強化しました。企業に対する刑事罰の罰金額は、1 件あたり最大 **600 万ドル**（従来は 100 万ドル）、または不正によって得た利益または損失額の 2 倍のいずれか大きい方に引き上げられました（第 16755 条(a)(1)項）。

刑事責任を問われた個人については、州刑務所で 1 年、2 年、または 3 年の禁錮刑、もしくは郡刑務所で最長 1 年の拘禁が科される可能性があります。さらに、罰金額は最大 **100 万ドル**（従来は 25 万ドル）または不正利益・損失額の 2 倍のいずれか大きい方とされ、禁錮刑との併科も可能となりました（第 16755 条(a)(2)項）。

民事責任については、従来どおり、損害額の 3 倍賠償、差止救済、合理的な弁護士費用および訴訟費用の回収が認められています（第 16750 条）。

さらに新設された規定（第 16755.1 条(b)項）により、州司法長官または地方検事が提起する民事訴訟では、裁判所または陪審が一定の要素を考慮した上で、1 件あたり最大 **100 万ドル** の民事制裁金を科すことができるようになりました。その判断要素は以下のとおりです。

1. 不正行為の性質および重大性
2. 被告による違反行為の件数
3. 違反行為の継続性
4. 違反行為の期間
5. 違反が故意であったか否か
6. 被告の資産・負債・純資産の状況
7. 被告が司法長官または地方検事による調査・訴訟にどの程度協力したか

新法はまた、特段の規定がない限り、カートライト法に基づく救済および罰則は「相互に、また他の州法上の救済・罰則とも累積的に適用される」ことを明確にしています。これには、カリフォルニア州不正競争防止法に基づく救済も含まれます。

なお、カートライト法に基づく最後の刑事訴追は 2000 年の [People v. Sherwin](#) (82 Cal. App. 4th 1404) 事件まで遡りますが、カリフォルニア州司法長官はすでに「カートライト法の刑事訴追を再活性化する」方針¹を公表しています。

これらの罰則強化により、「共有価格設定アルゴリズム」の使用または配布を含むカートライト法違反のリスクは、これまでになく高まることになります。

AB 325 施行後のカリフォルニア州における新たな提訴基準

法令の内容: カートライト法に基づく申立ては、契約、協調、または共謀の存在を推認させる事実を主張していれば足りるとされています。原告は訴状段階において、独立した行為を排除する傾向のある事実を主張する必要はありません。(第 16756.1 条)

既存の法理との関係: カリフォルニア州は引き続き、民事訴訟法第 425.10 条に基づく事実主張主義を採用しています。すなわち、訴状において単なる結論を述べるのではなく、証明されれば請求原因の各要素を裏付ける本質的な事実を具体的に主張する必要があります。

AB 325 はこの要件自体を変更するものではありません。むしろ、共謀の存在を妥当と認めるに足る主張があれば訴状段階では十分であることを明確にしています。同法は、[Bell Atlantic Corp. v. Twombly](#), 550 U.S. 544, 557 (2007) 判決に基づく「意思の合致を示す主張」を求める厳格な妥当性基準を採用していません。代わりに、「独立した行為の可能性を排除する傾向がある」という基準は、[Aguilar v. Atlantic Richfield](#), 25 Cal.4th 826 (2001) 判決に整合する形で、サマリー判決申請の段階において適用されることになります。すなわち、「その可能性を完全に排除する必要はないものの、原告は独立して行動したことを排除する可能性がある証拠を提示しなければならない」ということです。

訴訟上の影響: カリフォルニア州では、カートライト法に基づく訴訟がこれまでよりもディスカバリー段階に進む可能性が高くなると見込まれます。早期申立て手続きでは、連邦法上の「プラス要因」分析を適用するよりも、訴状に記載されたツールや手法が合意または強要の存在の可能性を裏付けるか否かに焦点が当てられます。一方、サマリー判決段階では、当事者の行為が独立したものであったか否かが焦点となるでしょう。

現行の訴訟と法執行との関係

アルゴリズムによる価格設定をめぐる近年の訴訟は、その利用に伴うリスクの両面を浮き彫りにしています。一方で、裁判所は、ベンダーが競合他社のデータを集約し、顧客が高い割合で推奨価格に従ったとする主張を認めており、米国司法省(DOJ)も共有ツールがシャーマン法第 1 条に基づく合意を促進しようとする見解を示しています。対照的に、単に共通のベンダーを利用しているという主張のみで、合意の存在を示唆する事実、非公開データの交換や標準化された行動遵守を欠く訴えは、裁判所によって退けられています。過去の DOJ の事例も、競合他社が協調を約束すれば、ソフトウェアが違法な合意を実行しうることを示しています。こうした背景を踏まえると、AB 325 は、競合他社のデータを使用・流通させる共有ツールおよび推奨価格・条件の強制的な採用行為を規制対象とする一方で、訴状提出に必要な要件を緩和することにより反トラスト法に基づく請求の維持を容易にするものと捉えることができます。

企業が取るべき対応

アルゴリズム価格設定ツールの洗い出し: カリフォルニア州において、価格、手数料、利用可能性または出力、ランキングや可視性、支払いに影響を与えるすべてのツールを列挙します。複数の企業が使用しているツール、および競合他社のデータを利用するツール(公開情報を使用するか否かを問わず)を特定します。

コンプライアンス方針の更新: 昨年、反トラスト局は、「アルゴリズム収益管理ソフトウェアなどの新技術」を含むよう[コンプライアンス基準を改訂](#)しました。² 自社の反トラスト法コンプライアンス

ス方針を見直し、必要に応じて更新することが求められます。さらに、新たな反トラスト局内部告発者報奨プログラム³に基づき、自社の内部告発制度を再検討しましょう。

契約と設定内容の見直し: 非公開データの共有や再利用に関する現行契約を確認しましょう。新法に基づき、価格や「商業上の条件」に関する強制的条項を回避し、逸脱が許容される旨を明記することが望まれます。

報復的・強要的と見なされる可能性のある行為の回避: 同一または類似の製品・サービスについて、共有価格設定アルゴリズムに基づき他社に価格や商業上の条件の設定・採用を強要していると解釈されるおそれのある行為を避けてください。中立的なランキング基準の導入を検討すべきです。

独立した意思決定の実証: 価格設定その他の決定が、独立した意思決定の結果であることを示す記録を保持しましょう。

カリフォルニア州訴訟実務の準備: 妥当性基準に基づき、異議申立てや却下申立てへの対応マニュアルを更新します。ディスカバリー段階での問題を想定しておく必要があります。また、サマリー判決段階に向けた訴訟戦略を策定します。

法的助言を得る: 新法およびシャーマン法に基づくリスクを評価し、強化された罰則のもとで法的リスクを最小化するため、反トラスト法に精通した弁護士から助言を受けることを推奨します。

重要なポイント

AB 325 はアルゴリズムそのものを違法とするものではありません。むしろ、競合他社のデータを利用する共有ツール（間接的に結果に影響を与えるものを含む）や、「共有価格設定アルゴリズム」に基づいて推奨価格や商業上の条件の採用を強要する行為を規制する点に主眼があります。また、カリフォルニア州の提訴要件の緩和により、アルゴリズムによる価格設定やプラットフォーム設計をめぐる訴訟が、同州ではこれまでよりもディスカバリー段階へ進む可能性が高まると見込まれます。

本稿の原文(英文)につきましては、[California Establishes New Criminal and Civil Liability Targeting Shared Pricing Algorithms and “Coercion”](#)をご参照ください。



¹ M. Krotoski & M. Sibarum “[California to Focus on Criminal Antitrust Enforcement](#)” (2024 年 3 月 25 日) 参照。また、B. Eslinger “[Top Calif. Antitrust Atty Says Criminal Cases On The Horizon](#)” *Law360* (2024 年 3 月 6 日) も参照。(カリフォルニア州司法次官補ポーラ・ブリザード氏は次のように述べています。「過去 1 年間の取り組みの一つは、カートライト法に基づく刑事訴追を再活性化することです。我々は 25 年間一件も訴追していませんが、それは今後変わるでしょう。」)

² M. Krotoski “[Landmark Antitrust Division Policy to Incentivize Corporate Compliance and Mitigate Antitrust Risk](#)” *Bloomberg Law* (2019 年 10 月) 参照。M. Krotoski & P. Edmondson “[Key Areas to Consider Under the Updated Antitrust Division Corporate Compliance Guidelines](#)” (2024 年 12 月 20 日) 参照。

³ M. Krotoski & V. Sidhu “[How to Know When to Use DOJ’s Antitrust Whistleblower Program](#)” *Bloomberg Law* (2025 年 9 月 3 日) を参照。また、M. Krotoski, V. Sidhu & M. Sibarum “[Antitrust Division Announces First-Ever Antitrust Whistleblower Rewards Program](#)” (2025 年 8 月 19 日) も参照。

本稿の内容に関する連絡先

Mark L. Krotoski

mark.krotoski@pillsburylaw.com

Vinny Sidhu

vinny.sidhu@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原 良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.